

今後のカワウ保護管理の評価手法について

<背景・課題>

- ・東北、関東、中部近畿、中国四国においては広域協議会が設立され、ねぐら・コロニーの位置等の情報の共有は進んでいるが、一斉モニタリングについては東北、中国四国では調査時期が各県で異なっている。
- ・広域協議会が設置されていない九州地方においては、分布の拡大が懸念されており、今後、情報収集を強化することが求められる。
- ・国は、平成 26 年に「カワウ被害対策強化の考え方」を公表し「被害を与えるカワウの個体数」を 10 年後の平成 35（令和 5）年度までに半減させることを目標としてカワウ保護管理を進めている。「被害を与えるカワウの個体数」を直接把握するためには、漁場等に飛来する個体数のカウントが必要であるが、調査体制等に課題があり、ねぐら等の個体数データから内水面漁場へ飛来するカワウの推計を行っている。

<ご議論いただきたい点>

- ①新たなモニタリング技術の導入について
- ②被害を与えるカワウの個体数の把握方法について
- ③ねぐら・コロニーの位置等の生息情報のモニタリングについて
(取組を強化すべきエリア等)
- ④各種データ（生息情報、漁場への飛来数情報）のさらなる活用について
(例：各種データの重ね合わせによる取組強化エリアの選定等)